

公 示

水路業務法（昭和25年法律第102号）第8条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和8年10月5日

第七管区海上保安本部長

大達 弘明（公印省略）

1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

- (1) 名 称 福岡県福岡県土整備事務所前原支所
(2) 住 所 福岡県糸島市浦志2-3-1

2 水路測量を実施する区域及び期間

- (1) 区 域 岐志・福の浦地区海岸（付図のとおり）
(2) 期 間 令和8年10月5日から
令和8年11月30日（内3日間）

3 水路測量の実施方法

UAV（ドローンレーザー）による測量

